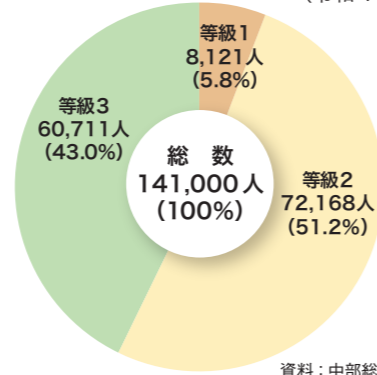


精神障害者保健福祉手帳とは

精神障害を持つ方が、一定の障害にあることを証明するものです。この手帳を持っていることにより、様々な支援が受けられますので、精神障害を持つ方が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方が申請することにより交付されます。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

■「精神障害者保健福祉手帳」の交付状況
(令和4年3月末現在)



資料：中部総合精神保健福祉センター

精神障害は犯罪と関係しますか？

精神障害者の犯罪率が特に高いわけではありません。しかし、医療の中断や支援を失うことでの孤立等で病状が悪化した時や、飲酒の影響などで他人に害を及ぼす行為がおこる場合があります。精神保健福祉法や心神喪失者等医療観察法（重大な他害行為の場合）に基づき、医療に結びつけることもあります。医療や福祉サービスの普及とともに、周囲が正しい知識に基づく適切な対応をすることが重要とされます。



「死にたい」と打ち明けられた時

精神障害と自殺傾向は関係があり、「生きたい」「死ぬしかない」の気持ちが揺れ動きます。多くの精神障害で自殺率が高いのが実情です。「死にたい」と打ち明けるのは、自殺の危険性が高い状態かつ、信頼できる人を選んでのもので、はぐらかさずしっかり傾聴し、ともに悩みを考え合った上で、「死んで欲しくない」と率直に伝えましょう。専門家への相談も必要であり、傾聴した上で、受診等を勧めると良いでしょう。

公的な相談機関の例

居住地	保健所	精神保健福祉センター
大田 品川 渋谷 新宿 杉並 世田谷 中野 練馬 港目黒の各区	保健所	中部総合精神保健福祉センター 相談電話：03-3302-7711
足立 荒川 板橋 江戸川 葛飾 北 江東 墨田 台東 中央 千代田 豊島 文京の各区		精神保健福祉センター 相談電話：03-3844-2212
島しょ地域の方	都島しょ保健所	
多摩地域（八王子市、町田市以外）	管轄の都保健所	多摩総合精神保健福祉センター 相談電話：042-371-5560
八王子市、町田市	保健所	

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。詳しくはホームページをご覧ください。
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/helpmark.html



令和6年6月

発行：東京都心身障害者福祉センター 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ
電話 03-3235-2952



精神障害の理解のために

精神障害って、どんな障害？

精神疾患のため精神機能の障害が生じ、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態のことです。

およそどんな困難を抱える人々ですか？

精神症状による苦痛のほか、病気の結果として日常生活の活動が思うように行かないこと、就労や就学、家庭や地域での役割などの社会参加が妨げられる問題がしばしばみられます。病状が深刻になると、判断能力や行動のコントロールが著しく低下することがあります。正しい知識が十分普及していないこともあり、精神疾患というだけで、誤解や偏見、差別の対象となりやすく、社会参加が妨げられがちです。

原因は？

精神疾患の原因はまだ不明なものが多いのですが、脳機能の障害が関連していることがだんだん明らかになっています。

主な精神疾患

統合失調症、気分障害（うつ病、双極性障害など）、アルコール・薬物依存症、不安障害（神経症）、器質性精神病（認知症等）などがあります。

どんな支援が望まれますか？

医療だけでなく福祉や就労・教育・権利擁護等の支援が総合的になされることが望まれます。これらの支援があれば、就労等で社会参加できる人が少なくありません。

当事者の声

周りの人と仲良くなって、困った時は、お互い様で助け合う気持ちが大切。

病状によっては、そっと見守って欲しい時もある。後押しして欲しい時もある。いろんな手続きの時に、一緒に話を聞いて欲しい。

病気のことを理解して、色眼鏡で見ないで欲しい。

